

## 佐賀県（佐賀市を除く）における要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

佐賀県（佐賀市を除く）における土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づく区域の指定状況は次のとおりです。

### （要措置区域）

整理番号	指定年月日・指定番号	区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質
------	------------	--------	-------	-------------

### （形質変更時要届出区域）

整理番号	指定年月日・指定番号	区域の所在地	区域の面積	指定に係る特定有害物質
23-2	平成 23 年 10 月 28 日・ 形-2	鳥栖市立石町字長蓮 441 番 13 の一部及び 537 番の一部並びに字野副 548 番 6 の一 部、548 番 8 の一部及び 548 番 12 の一部 並びに西新町字所熊 1375 番 15 の一部、 1375 番 17 の一部及び 1375 番 45 の一部	4,893.3m <sup>2</sup>	六価クロム化合物 ふつ素及びその化合物
29-1	平成 29 年 9 月 12 日・ 形-4  (平成 30 年 5 月 30 日 一部指定解除)	唐津市二タ子一丁目 117 番の一部及び 124 番 1 の一部	295m <sup>2</sup>	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物

R3-1	令和3年11月12日・ 形-7	鳥栖市真木町字今川10番の一部、10番 地先の道路の一部、24番の一部及び29 番2地先の道路の一部	10,450.37m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
R3-4	令和4年3月29日・ 形-9	武雄市若木町大字川古鉢ノ元9542番20 の一部及び柿ノ元9736番8の一部	1034.45m <sup>2</sup>	ふつ素及びその化合物
R4-1	令和4年8月30日・ 形-10	鹿島市大字高津原字松篠4415番10の一部 及び4416番9の一部	50.0m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R4-3	令和5年1月31日・ 形-11	鹿島市浜町字平松1294番3の一部、 1294番4の一部及び1295番2の一部	8.9m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物

R5-1	令和5年10月27日・ 形-12	伊万里市大川内町字六本柳二丙 668番1 の一部	3897.6m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R6-3	令和6年12月6日・ 形-15	唐津市西大島町 258番3の一部及び 258 番 15 の一部	657.18m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R7-1	令和7年9月30日・ 形-16	鳥栖市村田町五反三歩字五反三歩 1471番1の 一部、1484番1の一部及び 1484番3の一部並 びに立石町字一殿給 101番1の一部及び 101番 4 の一部	248.03m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 水銀及びその化合物
R7-2	令和7年12月16日 形-17	神埼郡吉野ヶ里町立野字立野 7番1の一部	100 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物

R7-3	令和7年12月16日 形-18	神埼郡吉野ヶ里町立野字立野7番1の一部	200 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
R7-4	令和7年12月16日 形-19	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006番1の一部	876 m <sup>2</sup>	ふつ素及びその化合物